

和田実の「音楽的遊戯」論

戸江真以

(本講座大学院博士課程後期在学)

Ongakutekiyugi by Minoru Wada

Mai TOE

Abstract

This study aimed to examine the characteristics of *Ongakutekiyugi* proposed by Minoru Wada (1876–1954). In short *Ongakutekiyugi* is children's playing with music. Wada played an important role in early childhood educational circles from the late Meiji period to the Showa period. He built the unique theory on not only early childhood education but also children's music (*Ongakutekiyugi*). The consummated theory of *Ongakutekiyugi* was composed of appreciation, singing and dancing. This theory was completed after several attempts. His four books (*Yojikyoikuho*, *Yojihoikuho*, *Jikkenhoikugaku*, *Hoikugaku*) and papers were the subject of study. His papers were accepted by the early childhood educational journal *Fujin-to-Kodomo* (later, *Yoji-no-Kyoiku*). As a result of consideration of these, there were differences between the second book *Yoji-Hoikuho* (1913) and the third book *Jikken-Hoikugaku* (1932a). In addition, his early paper differed from that of the Showa period. He added appreciation to the theory of *Ongakutekiyugi* in his third book, extended his research to the field of dance and had a positive response to dancing in his Showa period paper, unlike in previous writing. For 19 years from 1913 to, the importance of appreciation was discussed by a variety of scholars in the music education world and observation was included in the contents of childcare by imperial ordinance. His construction of the theory of *Ongakutekiyugi* was influenced by this movement.

I 研究の背景と目的

本研究は、和田実（1876-1954）の「音楽的遊戯」論の特徴を明らかにすることを目的とする。和田は、明治後期から昭和期にかけて活躍した幼児教育者である。音楽の専門家ではないにも関わらず、幼児期における唱歌教育ないし音楽教育に関する論文を雑誌に寄稿するなど、幼児教育者のなかでも音楽に造詣が深い人物であると考えられる。音楽の専門的な知識や技能を持ち合わせていない人物が、唱歌教育ないし音楽教育にどのような考えをもっていたのかを明らかにすることは、それらの普及状況を把握するうえで、重要な観点であると考えられる。

和田は、小学校教員を経て、1905（明治38）年に東京女子高等師範学校に奉職し、その2年後には東京府教育会保母伝習所講師も務めた。それと同時にフレーベル会出版『婦人と子ども』（後に『幼児の教育』）の編集長を東基吉（1872-1958）から引き継ぐ。その後、自身の保育論を実践するために、1915（大正4）年に東京女子高等師範学校を退職して、目白幼稚園を設立する。1931（昭和6）年には、目白幼稚園保母養成所と第二目白幼稚園を開校している。この目白幼稚園保母養成所は、東京教育専門学校として、目白幼稚園とともに現在も存続している。

和田の幼児教育論に関する博士論文に辛（2000）がある。辛は、和田の幼児教育論を包括的に検討し、倉橋惣三（1882-1955）の幼児教育論のモデルを先立って示していることを評価している。また、和田の保

育思想の形成過程をテーマにした論文に、日吉（1995a, 1995b, 1998）があり、「保育思想史の中では、この『幼児教育法』は、中村が当時無名であった和田實を世に出すために合著にしたという説が有力であったが、調査の結果、中村五六の文章そのものを本文の中に見つけることが出来た¹⁾。従ってこの著書は、中村五六との実質的な共著で書かれたものであることが明確になった」（1998, p.181）と、日吉は述べている。和田の遊戯論に関する先行研究には、古橋（1998）と大谷（2008）がある。古橋は、和田の遊戯論は、『幼児保育法』において、その理論的構築をほぼ終えていると結論付け、大谷は、和田がフレーベルをはじめとする外国の教育者たちの教育論を受容し、「誘導」をキーワードに遊戯的教育論を打ち立てていることを指摘している。また、「音楽的遊戯」のうち「舞踊」に焦点を当てた茗井（1999）は、いわゆるお遊戯についての和田の論を明らかにしている。しかし、和田の「音楽的遊戯」論がどのように構築されてきたかについては検討されていない。

本稿では、和田の共著を含む4著書と『婦人と子ども』（『幼児の教育』）における論文を研究対象として扱う。

II 和田実の著書にみる「音楽的遊戯」論構築の変遷

和田は、中村五六と共著の『幼児教育法』（1908a）、単著の『幼児保育法』（1913）、『実験保育学』（1932a）、『保育学』（1943）を執筆している。それぞれの著書における広義の意味での唱歌教育、すなわち歌唱教育のみならず唱歌遊戯教育や鑑賞教育に関する部分を抽出し、検討してみる。

（1）『幼児教育法』（1908a）

和田の最初の著書である『幼児教育法』では、まだ「音楽的遊戯」という言葉は見られない。この時点では、唱歌を言語の発達に資するものとして位置づけ、「言語上のものの中では唱歌が最も大部分を占めて居る」（中村・和田 1908a, p.235）と述べている。当時は、唱歌の教育的意義が世間で認知されていなかったこともあり、なぜ唱歌が保育項目に必要なのかを説明する必要があった（文部省 1979, pp.137-138）。そのための手段として、言語的能力の獲得と結び付けた説明は、受け入れやすかったのではないかと推測する。

また、和田は「兎も角幼児から音楽を離すことは到底出来ぬもので常態なる児童は生まれながらにして音楽を解するの能があるものである」（1908a, p.236）と言い、その理由は、「一体人間の活動にはリズムの性あること」、「調音を感ずることの快樂と旋律を感ずることの快樂」（同上, p.237）であると述べている。

唱歌遊戯に関しては、僅か数行にわたって述べられているだけであり、日吉（1995）によると、この部分は、和田ではなく共著者の中村が書いたとされている。そこには、「之は従来の幼稚園で共同的遊戯なる名目の下に主として行って来た所のもので歌曲に合わせて運動するものである。是は一般に優雅に且一斉に行うことが出来るので幼稚園の如き多数の幼児の集った所では誠に都合のよい且相当に有益な遊びである。が併し従来の幼稚園保育法が唱道するが如き偉大な効力のあるものではない。」（中村・和田 1908a, p.230）とあり、唱歌遊戯の教育的価値を充分には認めていない記述がみられる。この文章を中村が書いたとしても、和田もこの考えに同調していることが、以下に引用する『婦人と子ども』に寄稿された論文から明らかである。

所謂唱歌遊戯と云うものは（中略）運動類の主要部ではないのである。して見ると何も此唱歌遊戯ばかりが盛んに行われたからとて幼児教育上に何れ程の効験があるろうか、無論全く効験のないことはなかに相違ないが併し従来の幼稚園が此種の遊戯を特に重んじた程に有効なものであろうか吾人は頗る疑わざるを得ない。（和田 1908b, p.21）

このように、『幼児教育法』における唱歌遊戯に対する考え方は、中村と和田の両者で大枠では一致していることがわかる。

また、唱歌と唱歌遊戯は、別々の章で述べられており、唱歌教育は、言葉の発達に資するものとして捉えられ、幼児期に欠かせないものであると述べられている一方、唱歌遊戯に関しては、教育的価値を充分

に認めていないことが明らかである。

(2) 『幼児保育法』(1913)

和田は、『幼児保育法』ではじめて「音楽的遊戯」という言葉を用いており、「唱歌と踊を一緒にして音楽的遊戯」(和田 1913, p.182)であると述べている。また、前著の『幼児教育法』と同様に、唱歌が幼児に好まれる要因として、リズム及び聴くことの快感を挙げている。

唱歌に関しては、教育的価値として、①発声器や呼吸器の発達、②快感の維持、③美観の養成、④徳性の涵養(同上, p.183)を挙げ、その効果を十分に認めているが、唱歌遊戯に関しては、この『幼児保育法』で欠点を詳細に指摘している。

和田は、「此の遊戯をする度に一種の勤労を強迫されて居ります」(同上, p.192)、「此の遊戯は優雅な動作ですから子供の十分な活動にはなりません」(同上)と、唱歌遊戯は子どもの負担となる可能性があり、その割に運動量が少ないと考えている。さらに、集団で行うため、教師にとっては、子どもを「管理」し、「全体の行動だけに注意」するので都合だが、「個性を忘れたら直ぐ害を生じます」(同上)と述べている。そして、「此の遊戯が多く行われるほど害があつて益が少なくなります」、「是は少い方が宜しいので沢山やるべき事ではありません」(同上)と、その頻度に留意すべきであると指摘している。ただし、「子供の一の遊戯として立派な教育的価値を有つて居るのですから抜かして仕舞つてはいけません」(同上)と、強く欠点を述べておきながらも、全く排除するという極端な考えには至っていない。

『幼児保育法』における唱歌教育論は、前著の『幼児教育法』と大きな差異はみられない。しかし、唱歌遊戯教育論に関しては、より詳細な意見が和田自身によって著わされている。また、「音楽的遊戯」という文言がこの時点ではじめて用いられ、『幼児教育法』では別々に述べられていた唱歌教育論と唱歌遊戯教育論が、同じ章でまとめて述べられている。和田は、唱歌遊戯を体育的側面よりも、音楽的側面から重要視し始めたのではないかと考えられる²⁾。

(3) 『実験保育学』(1932a)および『保育学』(1943)

この『実験保育学』と『保育学』は、「全く大同小異」(坂元 1975, p.46)であるため、この2著書は、まとめて検討することにする。敢えて異なる箇所を述べておくと、遊戯の分類において、『実験保育学』では「遊戯」となっているのに対して、『保育学』では「遊嬉」となっていること、「練習的発表遊戯」が「練習的構想的発表遊嬉(創作発表の素地)」に変更されていることである。また、「音楽的遊戯」に関しては、舞踊の実施上の注意に「(五)リズム遊びは、殊に音感教育の基礎たるものなり。簡なるものより漸次複雑なるものに及ぶべし。」(和田 1943, p.101)が付け加えられている以外は、内容に差異はない。

『実験保育学』では、「音楽的遊戯」に新たな項目がみられる。すなわち、「(一)聞かせる音楽、(二)歌はせる唱歌、(三)舞踊」で「音楽的遊戯」が構成され、唱歌、舞踊(=『幼児保育法』でいう「踊」)の前に「聞かせる音楽」が付け加えられている。和田は、この「聞かせる音楽」を「音楽的遊戯」の筆頭に置くことによって、その重要性を強調している。

「従来、音楽と云えば唱わせるものと思ひ、唱歌を以て、音楽の凡べてを代表して居るものとされて居った」(和田 1932a, pp.104-105)ことに異を唱え、「聞かす可き童話の研究は相当にあるけれども、聞かす可き音楽は更に研究した人のないのは遺憾千万の事である」(同上, p.106)と懸念を示している。

幼児の最初の音楽的陶冶は「ねんねこ歌」より始まることを挙げ、その後も継続的に音楽を聴かせることは、「幼児の精神界を誘導する」(同上, p.105)ことにつながるという。たとえ音楽に関する知識や技能がなくとも、聞くことにはばかる必要はなく、「魅力に富んだ一節でも半節でも聞かせることが出来れば、それだけで、相当に幼児の心界を誘導したと云えるだろう」(同上, pp.105-106)と述べている。具体的な聴かせ方として、蓄音機やラジオの利用を進めている。これは、「相当の技量のある人を、或は琵琶に、或は謡曲に、(中略)音楽家を招聘したのでは費用がたまるぬ」(同上, p.106)という理由のためである。

また、唱歌遊戯を舞踊と称して、これまでには見られない、肯定的な意見が論じられている。それまでの運動量の少なさに対する批判は、「心身の微妙なる連絡を発達せしめ」、「優雅なる動作を練習し」(同上, p.111)という教育的価値に変化している。さらに、「共同生活の興味を増大する」(同上)は、かつての集団行動への懸念に取って代わっている。

和田の教育論は『幼児保育法』でその理論的構築をほぼ終えている(古橋 1998)という指摘があるが、

「音楽的遊戯」論に関しては、この『実験保育学』において完成形を見ることができる。

Ⅲ 雑誌における「音楽的遊戯」に関する和田実の論文

和田は、雑誌『婦人と子ども』（後の『幼児の教育』）に、多数の論文を寄稿している³⁾。その内容は、保育項目（談話や手技、唱歌等）のみならず、幼児についてのありとあらゆる事項が採り上げられている。その中から、Ⅱと同様、広義の意味での唱歌教育に関する論文を4つ取り上げる。

(1) 「幼稚園に於ける所謂共同的遊戯に就いて」(1908b)

共同遊戯とは、「歌曲に合わせて共同で行うもので、四項目の一つ唱歌と合わせて行われる」(文部省 1979, p.137) のものであり、唱歌遊戯とも呼ばれるものである。この「幼稚園に於ける所謂共同的遊戯に就いて」という論文の一部は、Ⅰの(1)でも取り上げたが、唱歌遊戯の教育的価値を疑問視する立場は、『幼児教育法』、『幼児保育法』と同じである。

この論文では、「運動類の主要部ではない」こと、特に室内での唱歌遊戯は幼児の「体力と其興味」を満足させるのに不十分であることを欠点として挙げている(和田 1908b, pp.21-22)。さらに、現場において「一種の勤勞」を幼児に課していること、唱歌遊戯に興味をもたない子どもを「压制」していること、形式美を追求するあまり「幼児教育の範囲を通り越して過ぎている」こと、「色々な規律がある」ことを問題視している(同上, pp.22-23)。ただし、規律に関しては、程度の問題であり、「団体的共同遊戯の成り立つために必要なその限度」を超えるのが遺憾だとしている。これらをまとめると、運動量が不十分であることと遊戯的性質を失っていることの2点に集約することができる。したがって、この論文は『幼児保育法』(1913)と表現は異なるが、ほぼ同一の内容であるといえる。

(2) 「再び幼稚園の共同遊戯に就いて」(1908c)

この論文は、(1)で取り上げた論文に対する一読者の質問に、和田が答えるという形式で書かれている。その質問は、手紙で寄せられたとされているが、読者の氏名は伏せられている。手紙の内容を端的に言うと、唱歌遊戯の頻度についてと唱歌にともなう動きについての質問である。手紙によると、読者の務める幼稚園では、遊戯室で朝の会集の後に2, 3の唱歌遊戯をして、園庭で週2, 3回ほど時を見てヴァイオリンの演奏に合わせて唱歌を歌ったり、簡単な競争遊戯⁴⁾の間に唱歌遊戯を取り入れているという(1908c, p.25)。また、遊戯の動作については、「ありとあらゆる唱歌に悉く動作をつけて仲(ママ)には全く大人の考へで幼児には一項にわけのわからぬ事をさせて居る」ことに異を唱え、「やたらに動作をつけませず、(中略) 一列なんかにならせないで勝手の所で元気にさせました」(同上, p.24)と、あくまでも幼児の自然な動作を尊重した唱歌遊戯を目指している姿勢が窺える。

和田は、質問に答える前に、自身の考えを記している。まず、共同遊戯という言葉に疑問を呈している。和田によると、「共同と云ふ言葉は単独と云ふ言葉に対するもので幼児遊戯の形式に属する区別であって遊戯を分類する上の言葉としては適当なものではない」と考え、「随意に砂場で遊んで居るときでも鬼ごっこや駆けっこして居る時でも自然現はれ来ることで寧ろ共同と云ふことは唱歌遊戯以外の方に却って多量に見出される」(同上, p.26)と述べている。共同遊戯という言葉は、唱歌遊戯と意を同じくするが、この共同遊戯という文言は、「幼稚園保育及設備規程」で用いられているものである⁵⁾。また、唱歌遊戯が行われるようになった要因は、「幼児の共同的遊戯動向に則ったには違ひないが一方は確かに多勢の幼児を管理し易く遊ばせ様と云ふ教師自身の都合」(同上)だとしている。加えて、唱歌遊戯が行われる人数は「既に幼児の自然に要求するものよりは遙に多数」(同上)であることを指摘している。

上述のようにいくつかの問題を挙げたうえで、唱歌遊戯は幼児の自然に行われる遊戯(遊び)と比較して劣っていると結論付けている。しかし、「幼児の共同性に基いたもの」であることから、中には幼児の興味を十分に満たすものもあり、全く排除しようとはしていない(同上)。保育者のもとで多数の幼児が一緒に活動することを批判すると同時に、「幼児の共同性」に貢献するものとしても捉えており、主張が揺れている感がある。

読者の質問への答えとして、唱歌遊戯は、「幼児が興味を以て之を迎へ興味を以て之を行ひつゝある間」は、行って良いとする一方、「歓迎せず又遊戯中に他に転ずること」があったときは、やめて、他の遊戯を

すべきだと提案している(同上, p.27)。そこで出て来るのが、多少の我慢をさせるべきという意見であろうが、これに対しては、「其勤労の内容たるや必ず多大の実質的価値を持って居るもの」であるかどうかを吟味すべきだと述べている(同上, p.28)。具体的な頻度としては、「一週平均三回」と定めている(同上)。

次に、唱歌遊戯を行う場所については、屋外を推奨している。和田によると、「歌曲に合はすと云ふ必要ある為自然楽器の傍でなければ活動出来ず従って如何に天気が能くとも遊園が美しくとも矢張り陰気な塵芥多き屋内を選ぶ様になって子供は自然の恩恵を浴することが少ない様になって居った」(同上, p.29)と述べている。よって、手紙を寄越した読者の実践は、適当であると褒めている。唱歌に伴う動作については、「一々之を動作に表はさねばならぬと云ふものではない」と言い、読者と同じ意見であるので特に述べる必要はないとしている(同上, p.30)。

この論文は、『幼児保育法』よりも以前に書かれたものであり、その礎となる考えがまとめられている。読者の質問によって、和田自身がより唱歌遊戯に関して考えを深めるきっかけとなったに違いない。

(3)「聞かせる唱歌に就いて」(1932b)

和田の3番目の著書である『実験保育学』が出版された年と同年に書かれた論文である。「音楽的遊戯」に関して、より詳細に述べられており、それまでの和田の音楽そのものに対する考え方に変容がみられる。

和田は、保育内容の談話には、「聞くことを主とする部分と、話すことを主とする部分とある」ことをあげ、「音楽教育に聞かせることを主とする教育を欠いて居ったことは、従来の大欠点と云はなければならぬ」(1932b, p.36)と述べている。その理由の一つを少し長くなるが、以下に引用する。

ベートーベンの「月光曲」が何んなものやら、ショパンの「夜想曲」が何んなものやら、一向知らぬと云う有様であり、又夫れで一向差支ないことの様には、我も人も思うて居ったのが、過去の状態であった。併し、芸術は科学と共に文明の財産であって、科学的知識が文明人の持たねばならぬ資格の一つとすれば、同様に芸術の若干は、各人の修養に応じて持たねばならぬ一つの常識であろうと思う(同上, p.36)。

上記のように、たとえ音楽の専門家ではなくても、文明人として音楽を受容することの重要さに気付いたのである。そして、「音楽学校の教授田村虎蔵氏が高等師範の附属に教鞭を採って居られた頃、時々、単に生徒に聞かせる為めに、種々の小曲を弾じて居られた」(同上, p.37)ことを挙げ、意義のあることであると関心を寄せている。

もう一つの理由は、子どもの発達に即して論じている。「耳と云ふものは口舌よりは遙かに早く発達して居るものである」ことを挙げ、「子供は口に唱ふことは出来なくとも耳には理解することが出来る筈である」(同上, p.37)と考えている。また、「吾々とても、手にピアノを弾ずる技術なく、口に『バス』も『テナ』も何等技術がないけれども、名手の演奏を聞いて、愉快を感じる耳は持つて居る」(同上)ことも併せて述べている。「山田耕作先生は子供に聞かせることを主とした小曲を編集されて居られた」(同上)ことにも関心を示している。ゆえに「音楽教育は唱ふことを教ゆる前に充分に聞かせて遣らねばならぬ。聞かせることに因って、子供の耳は発達する。その結果は、唱歌を好み、発声機能の発達ともなる」(同上)としている。

幼稚園においても、子どもに音楽を聴かせることをもっと研究すべきであり、保育者も聴かせるための技術を備えておかなければならないと述べている。当時は、蓄音機やラジオの普及が進んでおり、それらの利用も勧めてはいるが、やはり「先生の肉声は蓄音機や『ラジヲ』よりも子供には快味が多い」(同上, p.38)と考えている。従って、「幼稚園の先生は少くともコールブングン(ママ)の一冊位は正確に練習して置かねばなるまい」(同上)と、保育者の音楽的資質を高める訓練の必要性を訴えている。

先述のように、この論文は『実験保育学』と同年に書かれたものであるが、それまでと異なり、発声機能などの発達ばかりでなく、文化としての音楽を知ることによる教育的価値を見出している。そのうえ、当時の音楽教育界の動向等にも少なからずアンテナを張っていたことが、具体的な事例を挙げていることからわかる。

(4)「保育事項としての遊戯に就いて」(1935)

和田によると、保育事項としての遊戯には少なくとも、競争的遊戯(競技)、音楽的遊戯(舞踊)、模倣的遊戯(劇的模倣)があると述べている(1935, p.11)。この中で、劇的模倣としての飯事は、「最も恰好なる」遊びであると述べている(同上, p.12)。それに次いで、「桃太郎遊び、花咲爺遊び、こぶ取り遊びなど何れも、立派な劇的遊びであって、然も教育的効果は充分に得らるゝ」と、物語を題材にした劇遊びも勧めている(同上)。

この論文では、音楽的遊戯の舞踊における動作(和田は「振り」という言葉を用いている)について半分以上のページが割かれている。動作には、「幼児の自由に行はしむる場合と教師の振り付けたる動作を忠実に守らしむる場合」があり、リトミック主義は前者を重要視するが、一般的には後者の方が多いと認識している(同上, p.13)。和田は、このどちらの要素も必要だと述べているが、これは従来までには見られない見解である。幼児の発達には「模倣に範囲を遠く脱出することの出来ないもの」として捉え、「或度までは模倣の中に発達ありと云はねばならぬものですから、模倣的遊戯を排斥するなどゝは、飛んでもない」(同上)と、決まった動作をさせることにも意義を見出している。

幼稚園で行う唱歌遊戯の「振り」は、「子供本位」でなければならず、「人に見せるために教育するのでない」(同上)と一貫して述べている。その「子供本位」の「振り」とは、「何處迄も幼児の発達上に必要な動作」(同上, pp.13-14)であると定義づけているが、具体的には示されていない。先述したように、この論文中で、和田は飯事や劇遊びを良質の遊びと考えていることから、子どもが日常生活の出来事やお伽話などを動作を通じて理解できるような「振り」を提案しているのではないだろうか。和田自身、「動作を通じての理解は、言語や観察以上の感銘を持つに違ひない」(同上, p.12)と論じている。

また、「振り付」には2種類あり、実生活の動作を模倣したものと、動作そのものの自然美を強調したものがあるといふ。ここでは、和田自身、取捨選択に迷っている。和田は、「日本舞踊即ち主として時代舞踊から出発した人の振り付けは営生式模倣に傾き、西洋舞踊即ち新舞踊を主とする人は審美式表徴式の振り付けをする様」(同上, p.14)と捉えている。音楽においても同じようなことを述べている。「描写曲」と「交響楽」のどちらを採用するかである(同上)。そして、「自然描写を主とした音楽が、組織された交響楽に比して幼稚なものであるなら、同様な意味で、営生式模倣式の舞踊は審美式表徴式の舞踊に比して幼稚なものであると云うことが出来る」(同上, pp.14-15)とし、もしこのように述べる事が出来るならば、採用すべきなのは前者であると論じている。これは、幼児には「大人の夫れよりも幼稚であり、原始的であつて然る可きものであるから」(同上, p.15)という和田の考えに依るものである。ただし、これについては、研究の余地があると言ひ、明確な答えは出していない。

和田は、この時点で、より「振り」に関する知識を深め、「子供本位」の唱歌遊戯の動作のあり方を考えている。初期の著書や論文にみられる唱歌遊戯に対する批判に偏った意見からの脱却がみられる。ただし、見せるための唱歌遊戯、いわば大人本位の遊戯への批判は一貫して述べられている。

IV 考察

和田の「音楽的遊戯」に対する考えは、著書で言うと、2番目の『幼児保育法』と3番目の『実験保育学』の間で大きく変容しているといえる。その内容を表1のようにまとめることができる。

『実験保育学』には、『幼児保育法』には見られない「聞かせる音楽」が「音楽的遊戯」に付け加えられている。この2つの著書が出される間の期間、すなわち1913(大正2)年から1932(昭和7)年の間に、蓄音機やラジオの普及と相俟って、音楽教育界では音楽鑑賞の重要性が盛んに論じられるようになった⁶⁾。また、1926(大正15)年には、「幼稚園令」が制定され、保育項目に「観察」が加えられたことも、和田の「聞かせる音楽」への気付きの一助となつたのではなからうか。和田は、「保育事項としての『観察』に就いて」という論文の中で、「従来の幼稚園は此必要な取得的な経験的な遊戯を無視して単に発表させるとばかり考えて居つた。入れることなしに出させることは手品師の他は出来ることではない。(中略)是が新保育事項の添加された所以であろう」(1926, p.25)と述べ、表現教育に偏った教育を省み、幼児の内面に豊富な「観念」⁷⁾を育むことの重要性を提示している。

表1 和田実の「音楽的遊戯」の変容

年	著書 主な論文	「音楽的遊戯」の内容		
		聞かせる音楽	歌はせる唱歌	舞踊（唱歌遊戯）
1908	「幼稚園に於ける所謂共同 的遊戯に就いて」	×	発声器や呼吸器の発達、 快感の維持等、教育的価 値を十分に認めている。	幼児を規制して一種の「勤 労」を課している等、批判 に偏った意見がみられる。
1913	『幼児保育法』			
1935	「聞かせる唱歌に就いて」 『実験保育学』 「保育事項としての遊戯に 就いて」	音楽を聴くことの重要性 を説き、幼児に聴かせる 音楽の研究を行なうべき であると述べている。	同上	舞踊に関する知識を深め、 決められた動作と自由に 行う動作の両方に教育的 意義があることを認識し ている。

一方、舞踊（唱歌遊戯）に関して、『幼児保育法』までは、充分にその価値を認めず、批判的な態度を取っていた。それは、和田が幼児の自然で自由な遊戯を重要視する⁸⁾が故の意見であったと推測する。確かに、唱歌に合わせて決められた動作を集団で行うためには、或る程度の規律や制約が必要である。どのような唱歌遊戯の現場を見たのかは不明だが、和田の目には、その規律や制約が極端に幼児の自由を奪い、大人本位のものに見えたのかもしれない。

しかし、『実験保育学』以降、「極めて幼児の性情に適し、其教育的効果頗る多きもの」（1932a, p.111）と、舞踊（唱歌遊戯）を肯定的に見ている。また、それまで、決められた動作は、幼児の自由を奪う規律として捉えていた感が強いが、幼児本位に考えられた動作であれば、それを模倣すること⁹⁾は、教育的意義のあるものだと捉えなおしている。この点においても、多少保育項目に観察が加えられたことが影響していると考えられる。和田の言葉を借りれば、表現力豊かな子どもに成長させるために、まずは幼児の内面に豊富な「観念」を取り入れることが重要であることを、舞踊（唱歌遊戯）教育の中に見出したのであろう。

以上より、和田の「音楽的遊戯」論は、幼児教育界と音楽教育界の大きな動きを境に、変容していることが一つの特徴といえる。今回は、その変容した時期を特定するにとどまった。今後は、音楽教育界からの具体的な影響を明らかにすることを課題としたい。

注

- 1) 日吉は（1995a, p.176）は、「遊戯論の一部に中村五六の文章が見つかり、その理由から中村五六と合著にしたことが明らかになった。遊戯論のうち、第8章、第9章、第11章が、中村五六の書いたものと考えられる」と述べている。
- 2) 当時幼児教育界の権威とされていた東基吉による『幼稚園保育法』では、唱歌と唱歌遊戯（＝「楽器若くは唱歌に伴って其意味を発表する遊戯」）（東 1904, 目黒書店 pp.60-78）は、別々の章で述べられ、体育的側面を重要視していると考えられる。
- 3) 『和田實遺稿集』によると、雑誌名が『婦人と子ども』の時代に38本、『幼児の教育』となってからは44本寄稿していることがわかっている。
- 4) 「陣屋取り」「旗送り」等の遊び（1908c, p.25）。
- 5) 1899（明治32）年に制定された規程で、我が国初の幼稚園に関する、国による基準である。
- 6) 山本壽（1924）『音楽の鑑賞教育』目黒書店、津田昌業（1924）『音楽鑑賞教育』十字屋楽器が出版された。これらに関する研究に、寺田貴雄（1999）「大正期の音楽鑑賞教育におけるアメリカの音楽鑑賞教育者の影響—Victor Talking Machine 社刊 Music Appreciation for Little Children（1920）の受容の諸相—」『音楽教育学研究論集』創刊号 pp.54-65 がある。
- 7) 和田は「新智識経験は入っては内観作用に必要な観念となり」（1926, p.25）と述べている。
- 8) 『幼児保育法』の中で和田は、幼児の活動は遊戯的でなくてはならないとし、「興味と自由とは遊戯には

なければならぬ性質」(1913, p.116)と論じている。

9) 模倣の重要性については、和田実(1907)「幼児の模倣的遊戯」『婦人と子ども』第7巻第6号で述べられている。しかし、唱歌遊戯において、決められた動作を模倣することの意義に関しては、言及されていない。

引用・参考文献

- ・大谷裕子(2008)「和田実における幼児教育論(3)―「遊戯的教育論」について―」『和泉短期大学研究紀要』第29号 pp.9-13。
- ・坂元彦太郎(1975)「日本の保育の源流をたずねて―和田実の生涯と思想 その1―」『保育専科』第3巻第4号 (『和田実の幼児教育論についての研究論集』(2003) 東京教育専門学校)。
- ・辛椿仙(2000)『和田実における「幼児教育論」』白桃サービスセンター。
- ・東京教育専修学校(1976)『和田実遺稿集』。
- ・日吉佳代子(1995a)「和田実の保育思想 その形成過程と発展(1)―『幼児教育法』が著わされるまで―」『東京教育専門学校紀要』第3号(東京教育専門学校編(2003)『和田実の幼児教育論についての研究論集 和田実幼児教育研究第2巻』白桃サービスセンター pp.158-176)。
- ・日吉佳代子(1995b)「和田実の保育思想 その形成過程と発展(2)―中村五六, 東基吉, 和田実のかかわりについて―」『日本保育学会第48回大会発表論文』(同上, pp.177-180)。
- ・日吉佳代子(1998)「和田実の保育思想 その形成過程と発展(3)―時代背景および3著書『総論の分析』―」『東京教育専門学校紀要』第4号(同上, pp.181-200)。
- ・古橋和夫(1998)「和田実の幼児教育論―遊戯論と遊戯分類法について―」『聖徳大学研究紀要 短期大学部』第31号 pp.105-112。
- ・茗井香保里(1999)「和田実における幼児期の音楽的遊戯(舞踊)についての一考察」『日本保育学会大会研究論文集』第52号 pp.110-111。
- ・文部省(1979)『幼稚園教育百年史』ひかりのくに株式会社。

第一次史料

- ・中村五六・和田実(1908a)『幼児教育法』フレーベル会(『明治保育文献集 第九巻』(1977) 日本らいぶらり)。
- ・和田実(1908b)「幼稚園に於ける所謂共同的遊戯に就いて」『婦人と子ども』第8巻第10号 フレーベル会 pp.21-23。
- ・和田実(1908c)「再び幼稚園の共同遊戯に就いて」『婦人と子ども』第8巻第11号 フレーベル会 pp.24-30。
- ・和田実(1913)『幼児保育法』北区保育会。
- ・和田実(1926)「保育事項としての『観察』に就いて」『幼児の教育』第26巻第9号 フレーベル会 pp.22-32。
- ・和田実(1932a)『実験保育学』フレーベル会(『大正・昭和保育文献集 第十巻』(1976) 日本らいぶらり)。
- ・和田実(1932b)「聞かせる唱歌に就いて」『幼児の教育』第32号1巻 フレーベル会 pp.36-38。
- ・和田実(1935)「保育事項としての遊戯に就いて」『幼児の教育』第35巻第1号 フレーベル会 pp.11-15。
- ・和田実(1943)『保育學』日本保育館。